

2022年10月26日

再捜査の期間延長通知を受けての弁護士声明

関電不正マネー還流事件刑事告発弁護士

団長 河合 弘之

事務局長 加納 雄二

昨日、大阪地方検察庁の担当検察官から、検察審査会で起訴相当の議決を受けた事件（すなわち追加納税分の補填、報酬減額分の補填）について再捜査の期間を1か月延長したことを検察審査会へ通知した旨の連絡を受けた。

当弁護士は、再捜査の期間延長によって検察官において厳正なる捜査がなされることを期待している。厳正なる捜査がなされれば、必ずや起訴処分につながると考える。

検察審査会も「強制捜査や関係者からの再度の事情聴取や独自のデジタル・フォレンジックの実施など、更なる捜査を十分に行って事実を明らかにしてほしいと期待するものである。」と捜査を尽くすことを求めている。大阪地方検察庁は、検察審査会の議決を重く受止めて、真摯な捜査に乗り出していると考えられる。

検察官において厳正なる捜査を尽くし、市民の常識にかなう起訴処分がなされることを強く期待する。

以上